

## 〈第3分科会〉

## 子どもの居場所

## 1 分科会の趣旨

全国各地で地域のニーズや特性を踏まえた多種多様な居場所づくりの実践がおこなわれている。国としても「こどもの権利を基盤とした居場所づくりについて一定の考え方を示すことが求められている」（こども家庭庁、2023：4）ことから、2023年12月に閣議決定されたのが「こどもの居場所づくりに関する指針」である。ある場が居場所になるかどうかは、子ども本人が決めることである。一方で、子どもの居場所づくりは、主におとなが誰かの居場所となることを願って取り組む。そのため、ジレンマが生じることがある。指針では、「こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所」（こども家庭庁、2023：8）が居場所づくりの基本的な視点に共通する事項として示された。おとなの「よかれ」ではなく、こどもの声を聴くこと、そしてその声を反映することが居場所づくりに求められている。

こどもの居場所づくりに関する指針において、重要な地域資源として位置づけられたのが公的な居場所としての児童館・放課後児童クラブである。児童館ガイドラインおよび放課後児童クラブ運営指針は、こども基本法・こども大綱・こどもの居場所づくりに関する指針を踏まえて、子どもの権利に関する記述が充実されたばかりである。そこで本分科会では3つの自治体報告と2つの特別発言から「子どもとともにつくる児童館・児童クラブ」のありようを探った。

## 2 自治体報告

## (1) 子どもセンターらいつ（児童館）の指定管理者選定への子ども参加

三條由佳（石巻市子保健福祉部子育て支援課）

宮城県石巻市は、東日本大震災により多くの公共施設が被災したが、住まいの再建が最優先され子どもの居場所づくりは十分にはおこなわれていなかった。そこで、公益社団法人セーブ・

ザ・チルドレン・ジャパンの協力のもと子どもの意見を反映して建設されたのが石巻市子どもセンターらいつである。子どもの権利を柱に子ども参加で運営されるらいつは、2017年に市の直営から指定管理者へと移行した。本報告では2022年の指定管理者選定に子ども委員が参加した取り組みを中心に報告がなされた。子どもが自分の力を発揮できるサポートの必要性を感じるなど、職員の気づきも多くあった。委員会へ出された子どもの意見はらいつの現在の運営に活かされており、指定管理者選定への子ども参加を行政が実施できたことは、こども計画策定時の子ども参加にもつながった。

## (2) 子どもの権利条例に基づく児童館運営一廃止から機能強化へ

鈴木康平（中野区子ども教育部育成活動推進課）

中野区は、令和3年度に児童館18館のうち4館を廃止する「児童館条例の一部を改正する条例」が区議会で否決され、児童館を子どもと子育て家庭にとって身近な地域の居場所として機能強化に向けた検討を開始したが、令和5年度には「中野区児童館運営・推進計画」を策定し、子どもや保護者の声を聴き、機能強化をめざしている。折しも令和4年度に中野区子どもの権利に関する条例を制定し、第19条では居場所づくりを規定した。今後の方向性としては区直営の基幹型を9館（中学校区に1館）、委託運営の乳幼児期機能強化型を8館、同じく委託運営の中高生機能強化型を1館配置する。各館で子どもの意見を聴く取り組みを進めており、子どもの声を反映した児童館の環境整備として各館に100万円を配分し、子どもが権利を実感できる場としての居場所づくりの充実をめざしている。

## (3) 神戸市放課後児童クラブ実施児童館における夏休み期間中の全世代課題解決に向けた取り組み

金坂尚人（神戸市六甲道児童館館長）

神戸市の児童館の数は、自治体としては2番目に多い120館である（最も多いのは京都市の130）。灘区には10館あり、学童保育を児童館のなかでやっている。午前は乳幼児親子の利用が多く、午後になると小学生の放課後児童クラブ、として一般来館の子ども、夜間は中高生が利用する。ところが、夏休みになると、放課後児童クラブの子どもたちが朝から110人ほど来ることから、ふだん利用している乳幼児さんが来れなくなるという課題があった。ちょうど神戸市より「夏休みだけの学童保育を受けてほしい」という依頼があった。そこで、朝児童館に集合し、全員で学校へ行き、お昼を食べてから児童館に戻るという流れを実施した。乳幼児の居場所を確保しつつ、誰もいない学校でおもいきり遊び身体を動かすことのできる取り組みである。また、子どもが自分で選択し安心してチャレンジできる「学童自由来退館制度」の説明もあった。

### 3 特別発言

#### (1) 児童館ガイドライン・放課後児童クラブ運営指針の改正について

阿南健太郎（こども家庭庁成育局成育環境課）

児童館は児童福祉法第40条が規定する児童厚生施設であり、児童福祉施設のなかでも唯一、子どもが自ら選んで行くことができる場所である。自由を担保しつつ望ましい方向を考えていくということで、平成23年度に児童館ガイドラインを発出し、令和7年4月より改正児童館ガイドラインが運用されている。

これに対し、放課後児童クラブは保護者が就労しているから利用できる場であり、子どもが進んで選んでいるわけではない。だからこそ、子どもが行きたい場としていくことが重要である。放課後児童クラブにもよりどころとなる指針をとということで、運営指針が平成27年3月末に発出され、令和7年度より改正された指針が運用されている。

いずれの改正でも、子どもの権利に関する記述が充実したが、改正に当たっては子どもの意見を聴き、反映させた。

#### (2) ターゲットアプローチとしての子どもの居場所「まいぷれいす」の試み（児童育成支援拠点） 津田知子（世田谷区子ども若者部子ども家庭課）・塩野高志（まいぷれいす施設長）

世田谷区では子ども・若者総合計画第3期のなかに子どもの貧困対策計画を内包して実施している。平成30年度子どもの生活実態調査結果では、困窮層の子どもほど夜間まで居場所の利用意向が高いにもかかわらず、実際には児童館・青少年交流センターを利用していないことが判明した。そこで、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業「まいぷれいす」を実施している。まいぷれいすは、好きな時間に来て思い思いに過ごしながら1人ひとりが自分らしく過ごすことのできる場である。子どもの意見をもとに居場所をつくらうとしているが最初から意見は出てこない。逆境体験をした子どもたちに対し、ユーススタッフは水平な関係から「あなたは どうしたい？」と問いかけている。

### 4 論点

当日のディスカッションを踏まえ、子どもとともにつくる児童館・児童クラブを考える際の論点を述べる。

児童館・児童クラブの職員は、遊びの専門性を有するが、ただ遊ぶだけではない。専門職だからこそ、子どもの権利侵害に気づき、つなぐことができる。とはいえ、現場の差があることも指摘された。そのため、児童館ガイドライン・放課後児童クラブ運営指針を自治体が普及啓発することと同時に、現場職員とともに地域版のガイドライン・指針をつくっていくこと、自治体の計画や条例で居場所を位置づけることが求められる。

ただし、これらは職員の処遇改善や老朽化した施設の改修などが前提であり、1自治体だけでは難しい。国や広域自治体の支援が不可欠である。

安部 芳絵（工学院大学）